

政令第 号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行に伴い、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十八条第一項及び第六十条の二並びに同法附則第八条の五第一項の規定により読み替えられた同法第六十条第三項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十三条第一項及び同法附則第二十二条の二の規定により読み替えられた同法第七十三条第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第二百一十一条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条及び第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第二十九条」の下に「及び第四十六条」を加える。

第二十九条中「前期高齢者交付金（）」の下に「以下この条、第四十六条、」を加え、「含む。以下この

条及び第四十六条において同じ」を「含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く」に、「同項」を「法第二十八条第一項」に改め、「行った保険給付に要した費用の額」の下に「（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）」を、「相当する額」の下に「と法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額」を加える。

第四十六条第一項中「費用の額（」の下に「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、」を加え、同条第二項中「費用の額」の下に「（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）」を、「相当する額」の下に「と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付

金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額」を加える。

附則第三条中「国民健康保険法」との下に「、第四十六条」を加える。

附則第四条中「第二十九条」の下に「、第四十六条」を加える。

附則第七条を次のように改める。

（都道府県単位保険料率の算定方法の特例等）

第七条 平成二十五年度及び平成二十六年年度においては、第四十五条の二第一号二中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年年度においては、第四十六条第一項の規定は適用しない。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則第十四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（組合に対する補助の特例）」を付し、同条中「第七項に規定する」を「厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の三 平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度において、附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条及び第二十三条の	とし、
び第二十三条の規定により読み	とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所

替えられた第五

条第一項第一号

ロ

等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特

<p>附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第三項</p>	<p>算定した額（</p>	<p>算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世界帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところ</p>
	<p>指定組合特定被保険者納付費用額」という。）</p>	<p>算額</p> <p>指定組合特定被保険者納付費用額」という。）の場合</p>
		<p>定被保険者（経過的世界帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的组合員でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに</p>

ろにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世界帯員（指定組合特定

	<p>附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第一号</p>	<p>附則第十三条及び第二十三条の</p>
	<p>得た額（</p>	<p>イ 特定納付費用額のうち前期高齢者納付金の</p>
<p>被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに</p>	<p>得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。</p>	<p>イ 特定納付費用額のうち前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額に給付費割合を乗</p>

規定により読み
替えられた第五
条第四項第二号

納付に要する費用の額
に相当する額に給付費
割合を乗じて得た額に
係る特定割合 千分の
百三十

ロ 特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付

じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世界帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の五の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この号において「調整対象給付費見込額」という。）に同条

金給付費相当額を控除した額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四

第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額）に係る特定割合 千分の百三十

ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める割合

(1) ロに掲げる額のうち、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大

臣が定める組合の被保険者又は経過的組合員若しくは経過的世帯員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額の合計額に三分の一を乗じて得た額に係る特定割合 厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保

	<p>除外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合</p> <p>(2) ロに掲げる額のうち(1)に規定する三分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合 千分の百六十四</p>

附則第二十三条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第三条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）

第四条の二 平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」

という。)に三分の二を乗じて得た額

二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。第三項において同じ。）に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。）に法附則第十四条の六第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の六第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正

する。

附則第六条第三項中「並びに」を「、同法附則第五条の三の規定により読み替えられた、」に、「第百五十四条」を「の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十四条」に改め、同項の表第百五十三条第二項の項中「及び同法」及び「、同法」を「同法」に改め、同項の表第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二号の項中「第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二号」を「第百五十五条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百六十条第三項第二号

病床転換支援金等

病床転換支援金等、老人保健拠出金

附則第十条第五項中「第二十二條の規定により読み替えられた」の下に「、同法附則第二十一条の第三項の規定により読み替えられた」を加え、「同条第三項中「及び病床転換支援金」とあるのは「」を「同条第三項中「及び病床転換支援金（当該）」とあるのは「（当該）」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」に改める。

附則第十九条第一項及び第二項中「第二十九条」の下に「、第四十六条」を加える。

（健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（定義）」を付し、同条第六号中「平成三十年三月」を「平成三十二年三月」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、前条第十五号中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

第四条及び第五条 削除

附則第六条第一項中「平成三十年三月」を「平成三十二年三月」に改め、同条第二項中「平成二十九年」を「平成三十一年度」に改める。

附則第七条第一項第一号口中「平成三十年三月」を「平成三十二年三月」に改め、同条第二項中「平成二十九年」を「平成三十一年度」に改める。

（平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率

及び割合を定める政令の一部改正)

第六条 平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（平成二十五年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

本則に次の一条を加える。

（負担調整基準率）

第三条 平成二十五年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、健康保険法施行令において平成二十五年度及び平成二十六年年度について全国健康保険協会の準備金の積立ての規定を適用しないこととする等の措置を講ずるほか、その他の関係政令の整備を行う必要があるからである。